

三重県地球温暖化対策総合計画策定支援業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務目的

本業務は、三重県域における温室効果ガス排出量を継続的に把握し、施策の進行管理を図るため、2023 年度における温室効果ガス排出量を算定し、増減要因等について分析・考察を行うとともに、2050 年ネット・ゼロの実現を見据え、三重県地球温暖化対策総合計画の見直しに必要な技術的支援を行うことを目的とする。

2 業務内容

- (1) 委託業務名 三重県地球温暖化対策総合計画策定支援業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで
- (3) 業務内容 別紙「三重県地球温暖化対策総合計画策定支援業務委託仕様書」のとおり

- 3 契約上限額 5,836,600 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とします。

- (1) 参加者資格
 - ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 最優秀提案者資格
 - ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
 - ・三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
 - ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、「三重県地球温暖化対策総合計画策定支援業務委託企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定基準に基づき審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

本企画提案コンペへの参加を希望する者は、下記に基づき必要な書類を提出してください。

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

- (ア) 提出書類

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第 1 号様式）

イ 役員等に関する事項（第2号様式）

ウ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状（第3号様式）

エ その他、上記アに記載の添付書類一式

（イ）提出期限

令和7年8月21日（木）17時まで（必着）

（ウ）結果通知

令和7年9月5日（金）までに電子メール等により通知する予定。

（エ）提出方法

持参、郵便又は民間事業者による信書便により提出してください。

なお、郵便又は信書便により提出する場合は、提出期限までに電話にて担当所属に受理の確認をすること。また、持参により提出する場合は、事前に電話にて担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

（オ）提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課

（2）企画提案書等の提出

（ア）提出書類及び提出部数

ア 企画提案書（原則A4判、任意様式、概ね20ページ以内）8部（正本1部、副本7部）

企画提案書は、別紙「三重県地球温暖化対策総合計画策定支援業務委託仕様書」に基づき提案を行うとともに、次の①から⑤までにに関する企画・提案が含まれるように作成してください。

①事業実施にあたっての基本的な考え方

- ・業務委託仕様書を踏まえ、業務の実施にあたっての基本的な考え方を記載してください。

②提案者の概要及び実績、業務実施体制

- ・提案者の組織概要を記載してください（パンフレット等の添付でも可）。
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画に関する事業についての実績の有無及びその主な内容（委託元、期間及び受託業務の概要等）を記載してください。
- ・本業務を実施するにあたっての人員配置（担当者のノウハウ、スキルを含む）を記載してください。

③BAU温室効果ガス排出量の算定及び三重県が実施すべき措置の内容

- ・業務委託仕様書の第15条に記載のBAU温室効果ガス排出量をどのように再算定することが妥当か、その根拠も併せてご提案ください。
- ・業務委託仕様書の第16条及び第17条に記載の区域施策及び事務事業について、2050年ネット・ゼロ実現を見据え、2030年度の削減目標達成に向け、どのように三重県が実施すべき措置を洗い出し、また、どのような手段が考えられるか、ご提案ください。

④環境審議会における技術的支援の体制

- ・本計画の見直しに係る環境審議会における技術的支援の体制（内容や人員配置等）をご記載ください。

⑤業務実施全体のスケジュール

イ 見積書（原則 A 4 判、任意様式）8 部（正本 1 部、副本 7 部）

※見積書の正本において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名・電話番号を記載してください。発行責任者と担当者は同一でも可です。

※見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

ウ その他資料（任意様式）8 部（正本 1 部、副本 7 部）

その他提案に関する有効な資料（提出は任意）

エ 共同事業体協定書兼委任状（第 4 号様式）8 部（正本 1 部、副本 1 部）

※共同事業体等、複数社から成る組織による申請の場合に提出が必要です。また、上記様式とともに事業体の組織規定や会則、契約書等の写しを添付してください。

（イ）提出期限

令和 7 年 9 月 12 日（金）17 時まで（必着）

※提出期限までに上記（2）（ア）に示す提出書類すべてを提出いただけなかった場合は、企画提案コンペの評価の対象となりませんので、留意してください。

（ウ）提出方法

持参、郵便又は民間事業者による信書便により提出してください。

なお、郵便又は信書便により提出する場合は、提出期限までに電話にて担当所属に受理の確認をすること。また、持参により提出する場合は、事前に電話にて担当所属に持参する日時の連絡を行うこと。

（エ）提出先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課

（3）企画提案コンペの審査項目

①目的適合性

- ・仕様の要件を満たしており、委託目的と合致した提案内容となっているか。

②企画・提案力

- ・具体的かつ効果的な提案内容となっているか。
- ・2050 年ネット・ゼロを見据えた提案内容となっているか。
- ・自社の強みやノウハウを活かした独自性のある提案内容となっているか。

③専門性

- ・業務の実施に資する十分な専門的知識、専門性や実績を有しているか。
- ・2050 年ネット・ゼロの実現にかかる国内外の環境政策や法規制を理解しているか。

④業務遂行能力

- ・仕様書で定める業務が網羅されており、確実に実行できる体制が整備されているか。
- ・業務配分やスケジュール管理が適切に計画されているか。

⑤価格性

- ・業務が適正に実施され、積算内容（単価や数量）が妥当と考えられ、限られた予算内での効果的、効率的な提案をしているか。

（４）プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時、場所等については、令和７年９月１７日（水）までに電子メール又は電話により連絡します。

日時 令和７年９月２４日（水）（予定）

場所 津市内（別途連絡）

※パソコン及びプレゼンテーションソフトの使用は各社の判断とします。プロジェクター三重県において用意します。プレゼンテーションは、（２）で事前にご提出いただく企画提案書等のみを使用し、説明をお願いします。（プロジェクターに投影された資料と提出済の企画提案資料に内容差異や追加記述があった場合は、提出済の企画提案書の内容により審査・選考を行います。）

（５）最優秀提案の選定結果

最優秀提案を選定した後、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

６ 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた受託候補者は、速やかに以下の書類を提出することとします。

- （１）消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３ 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去６月以内に発行したもの）の写し。
- （２）三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去６月以内に発行したもの）の写し。
- （３）過去３年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績がある事業者にあつては、「契約実績証明書」（第５号様式）。
- （４）三重県電子調達システム（物件等）に利用登録をしていない事業者又は共通債権者（物件契約）登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者（物件契約）登録申出書」。

７ 質疑及び回答

（１）質問の受付期間

令和７年８月２２日（金）１７時まで（必着）

（２）受付方法

質問は文書（任意様式）により、担当所属あて電子メール又はＦＡＸで提出のうえ、電話にて着信の確認を必ず行ってください。また、題名の最初に「【質問】三重県地球温暖化対策総合計画策定支援業務委託」と明記してください。

なお、質問文書には事業者名のほか、担当窓口の課名、氏名、電話及びＦＡＸ番号、電子

メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続きに限るものとし、他の事業者からの提案書の提出状況等に関する内容等は受け付けることができません。

(4) 質問への回答

令和7年8月26日（火）17時までに原則三重県ホームページに回答を掲載します。

なお、質問がなかった場合は掲載しません。

8 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りします。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）第75条第4項各号のいずれか該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、同規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

(3) 契約は、三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課において行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は、見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

9 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

完成払いとし、契約条項の定めるところによります。

10 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

12 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

13 障がいを理由とする差別の解消の推進

受注者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとします。

14 その他

(1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。

(2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。また、提出のあった企画提案資料は返却しません。

(3) 企画提案書その他の提出資料は、本県の内部で使用するものであり、提供者に断りなく第三者への配布は行いませんが、三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）で定義する公文書となるため、開示請求の対象となります。そのため、企業秘密等に該当し非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。ただし、開示請求があった場合の開示・非開示の判断は、三重県情報公開条例に基づき、三重県が判断することとなります。

(4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。

(5) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとします。

15 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県環境生活部環境共生局地球温暖化対策課地球温暖化対策班（担当：澤野）

TEL：059-224-2368 FAX：059-229-1016 E-mail：earth@pref.mie.lg.jp